○愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する細則

この細則は、愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「規程」という。）に定める各種委員会及び相談員等に関し必要な事項を定める。

1　防止委員会

⑴　防止委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

ア　ハラスメントの防止及び排除するための企画並びに啓蒙活動に関する事項

イ　愛知工業大学ハラスメントの防止等に関する規程及び指針の改廃に関すること。

ウ　その他、ハラスメントの防止対策に関する必要な事項

⑵　防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

ア　学長

イ　副学長

ウ　学部長等

エ　教学センター長

オ　大学事務局長

カ　学長が指名した者

⑶　防止委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

⑷　委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

⑸　防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

⑹　防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

⑺　防止委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

⑻　第２号（カ）の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　人権委員会

⑴　人権委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

ア　ハラスメントの問題解決及び被害者の救済に関すること。

イ　その他、被害者救済に関する必要な事項

⑵　人権委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

ア　副学長

イ　教学センター長（学生相談室室長）

ウ　大学事務局長

エ　学長が委嘱する６名の教職員

⑶　委員はハラスメントに起因する問題ごとに選任する。

⑷　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

⑸　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

⑹　委員長は、必要と認めるとき、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

⑺　委員長は、必要に応じて審議結果を学長に報告しなければならない。

⑻　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を行う。

3　調停委員会

⑴　調停委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

ア　当事者間の話合いを円滑に進めるための調整に関すること。

イ　調停が成立した場合には、文書で合意事項を確認すること。

ウ　調停委員会が、当事者間での合意が成立する見込みがないと判断した場合又は当事者が調停の途中で打切りを申し出た場合は、調停を中止することができる。

エ　調停が終了した場合、又は調停を中止した場合には、人権委員会に文書で結果を報告しなければならない。

⑵　調停委員会は、人権委員会委員長が指名する人権委員若干名をもって組織する。ただし、必要に応じ人権委員以外の者（外部の専門家を含む。）を調停委員とすることができる。

4　調査委員会

⑴　調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

ア　当事者及び関係者から事実関係など問題解決に必要な事項の調査に関すること。

イ　調査委員会は、原則として２か月以内に調査を終了し、文書で人権委員会に報告しなければならない。

⑵　調査委員会は、人権委員会委員長が指名する人権委員若干名をもって組織する。ただし、必要に応じ人権委員以外の者（外部の専門家を含む。）を調査委員とすることができる。

5　相談員

⑴　相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

ア　ハラスメントに関する相談

イ　被害者救済及び苦情処理手続に関する相談

ウ　相談員は、相談者がハラスメントに関する被害の救済を望んだ場合に、直ちに人権委員会に報告しなければならない。

⑵　相談員は、学長が委嘱する教職員とする。

⑶　相談員は、人権委員会の委員を兼任してはならない。

⑷　相談員は、必要に応じて相談員連絡会を開催することができる。

6　相談窓口

⑴　相談窓口は学生相談室及び総務企画課とする。

なお、Ｅメールによる相談窓口も開設する。

⑵　相談窓口は相談の受付のみを行い、ただちに相談員へ報告するものとする。

7　各種委員会の委員及び相談員を委嘱するに当たっては、性別に配慮しなければならない。

8　この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この細則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成19年６月７日から施行する。

附　則

この細則は、平成20年３月19日から施行する。

附　則

この細則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年10月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和５年６月１日から施行する。